原動機付自転車改造申請書

標識番号	
車体番号	
改造内容	該当するものを〇で囲んでください。 エンジン載せ換え／改造キット取り付け／スペーサー追加 ／その他【　　】
総排気量	変更前　　⇒変更後 ※（ボア［mm］÷2）の２乗×3.14×ストローク［mm］×気筒数 ≒総排気量 ※50 cc超の３輪スクーターは、原動機付自転車として登録することはできません。
内径（ボア）×行程（ストローク）	変更前　　⇒変更後
ミニカーへの変更 （総排気量５０cc以下に限る）	輪距：変更前　　ｃｍ ⇒変更後　　ｃｍ ※車両全体及び輪距の確認できる写真を添付してください。
使用部品のメーカー及び購入先	
改造者	住所
	氏名（名称）
	電話番号

原動機付自転車の改造登録をされた方へ

原動機付自転車改造申請書に基づき、税額の区分が変更になる場合、標識の交付を行っています。ただし、標識を交付することにより、当該車両の走行性、安全性について市役所が保証しているものではありません。

また、道路交通法上の扱いについては、申請者の責任で行ってください。

なお、改造等を偽って申告した場合は、地方税法第４６３条の２０に違反し罰せられますので、ご承知おきください。

＜参考＞地方税法第４６３条の２０

（略）申告し、または報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

鈴鹿市　総務部　市民税課
ＴＥＬ：０５９－３８２－９００６（直通）